

第 2 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 28 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 3 年 8 月 31 日 午後 2 時 30 分頃
2. 事故発生場所 熊取町野田一丁目 1 番 12 号 熊取町公民館敷地内
3. 相手方 熊取町 [REDACTED]
自動車所有者 [REDACTED]
運転者 [REDACTED] [REDACTED]
4. 事故の概要 公民館の敷地内において相手方が社用車で方向転換を行った際、敷地内を縦断している水路上のグレーチングが跳ね上がり、車の下部を損傷させたもの。
5. 損害賠償額 190,062 円